

第4節 騒音・振動，悪臭等の防止

1 騒音の現状と対策

(1) 現状

騒音は，その物理的性質から，生活環境に影響を及ぼす範囲はかなり限定されており，また，直接に人の健康を損なうことは極めて希であるという性格から，多少の「うるささ」，「やかましさ」は黙認される傾向にありました。

しかし，住宅と工場の混在が激しくなり，高速道が四方に拡がり，新幹線が走り，大型航空機が空をかけるようになって，市民生活は，工場騒音，建設作業騒音，交通騒音その他各種の騒音に取り囲まれるようになり，騒音は，公害問題のひとつとして，国が積極的な対策を打ち立て，規制を加えるべきものと位置づけられました。

現在，騒音については，環境基本法に基づき，生活環境を保全し，人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」，「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について定められており，また，騒音規制法に基づき，「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などについて規制がなされています。

本県においては，平成22年3月末現在で「騒音に係る環境基準」については19市8町の地域において，「航空機騒音に係る環境基準」については鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の2市の地域において，「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」については沿線5市の地域において類型指定を行っています。

また，騒音規制法に基づく「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などの規制については，県内全市町村のほぼ全域において，規制する地域の指定及び規制基準の設定がなされています。

さらに，県公害防止条例により，特定施設の騒音や飲食店等の深夜営業騒音・拡声機騒音等について規制を行っています。（資料編4－(11)(12)(13)）

① 環境基準の達成状況

平成21年度の騒音測定結果は，図1－37，表1－64のとおりです。

一般地域（道路に面する地域以外の地域）については，4市において測定がなされ，2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準の基準値以下である測定地点は全測定地点の88.6%，いずれかの時間帯で基準値を超過している地点は5.7%で，2つの時間帯とも基準値を超過した地点は5.7%でした。

また，道路に面する地域については，道路端から50m以内で環境基準を達成する戸数の割合は，県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち，2つの時間帯とも達成しているのは96.9%，昼間達成しているのは99.1%，夜間達成しているのは97.5%でした。

平成21年度に実施した鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は，表1－65，表1－66のとおり，全調査地点が環境基準を達成していました。

（資料編4－(3)，(4)）

平成21年度に実施した九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は，表1－67，表1－68のとおりで，達成率は60%（9／15地点達成）でした。また，新幹線鉄道振動の調査結果は表1－69のとおりで，全ての地点が「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の指針値以下でした。（資料編4－(5)，(6)）

図 1-37 騒音測定結果（平成21年度）

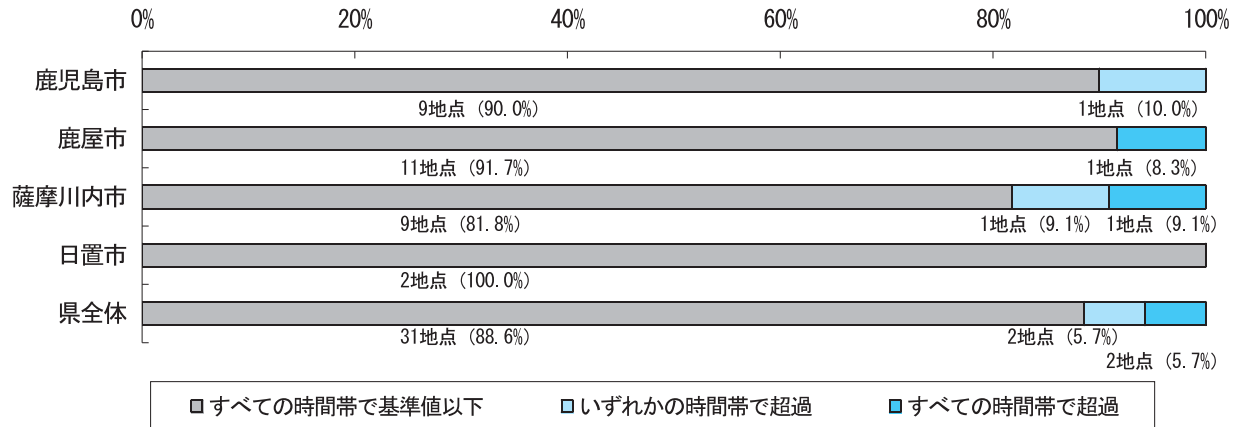


表 1-64 騒音測定結果
道路に面する地域（平成21年度自動車騒音常時監視結果）

＝県実施分＝

環境基準達成状況【達成率】															
		評価 区間 延長 (k.m)	評価 区間 数 (区間)	全体			近接空間			非近接空間					
				住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間
合計		30.3	15	7,386	96.9% (7,157)	99.1% (7,322)	97.5% (7,205)	3,008	93.2% (2,804)	98.4% (2,960)	94.8% (2,852)	4,378	99.4% (4,353)	99.6% (4,362)	99.4% (4,353)
道路種類別の内訳	高速自動車国道	2.8	1	379	100.0% (379)	100.0% (379)	100.0% (379)	171	100.0% (171)	100.0% (171)	100.0% (171)	208	100.0% (208)	100.0% (208)	100.0% (208)
	一般国道	23.1	11	6,469	96.5% (6,240)	99.0% (6,405)	97.2% (6,288)	2,639	92.3% (2,435)	98.2% (2,591)	94.1% (2,483)	3,830	99.3% (3,805)	99.6% (3,814)	99.3% (3,805)
	県道	4.4	3	538	100.0% (538)	100.0% (538)	100.0% (538)	198	100.0% (198)	100.0% (198)	100.0% (198)	340	100.0% (340)	100.0% (340)	100.0% (340)

＝鹿児島市実施分＝

環境基準達成状況【達成率】															
		評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数 (区間)	全体			近接空間			非近接空間					
				住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間
合計		253.8	140	32,603	98.2% (32,010)	98.7% (32,188)	98.2% (32,028)	14,251	96.9% (13,811)	97.8% (13,935)	97.0% (13,819)	18,352	99.2% (18,199)	99.5% (18,253)	99.2% (18,209)
道路種類別の内訳	高速自動車国道	5.0	2	572	100.0% (572)	100.0% (572)	100.0% (572)	177	100.0% (177)	100.0% (177)	100.0% (177)	395	100.0% (395)	100.0% (395)	100.0% (395)
	一般国道	70.2	38	8,471	97.0% (8,214)	97.7% (8,272)	97.0% (8,221)	3,647	94.8% (3,457)	95.8% (3,495)	94.8% (3,459)	4,824	98.6% (4,757)	99.0% (4,777)	98.7% (4,762)
	県道	162.4	85	12,869	97.7% (12,568)	98.5% (12,682)	97.7% (12,577)	5,477	96.0% (5,260)	97.5% (5,340)	96.1% (5,264)	7,392	98.9% (7,308)	99.3% (7,342)	98.9% (7,313)
	4車線以上の市町村道	16.2	15	10,691	99.7% (10,656)	99.7% (10,662)	99.7% (10,658)	4,950	99.3% (4,917)	99.5% (4,923)	99.4% (4,919)	5,741	100.0% (5,739)	100.0% (5,739)	100.0% (5,739)

＝県全体＝

環境基準達成状況【達成率】															
		評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数 (区間)	全体				近接空間				非近接空間			
				住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居 等 戸 数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間
合計		284.1	155	39,989	97.9% (39,167)	98.8% (39,510)	98.1% (39,233)	17,259	96.3% (16,615)	97.9% (16,895)	96.6% (16,671)	22,730	99.2% (22,552)	99.5% (22,615)	99.3% (22,562)
道路種類別の内訳	高速自動車国道	7.8	3	951	100.0% (951)	100.0% (951)	100.0% (951)	348	100.0% (348)	100.0% (348)	100.0% (348)	603	100.0% (603)	100.0% (603)	100.0% (603)
	一般国道	93.3	49	14,940	96.7% (14,454)	98.2% (14,677)	97.1% (14,509)	6,286	93.7% (5,892)	96.8% (6,086)	94.5% (5,942)	8,654	98.9% (8,562)	99.3% (8,591)	99.0% (8,567)
	県道	166.8	88	13,407	97.8% (13,106)	98.6% (13,220)	97.8% (13,115)	5,675	96.2% (5,458)	97.6% (5,538)	96.2% (5,462)	7,732	98.9% (7,648)	99.4% (7,682)	99.0% (7,653)
	4車線以上の市町村道	16.2	15	10,691	99.7% (10,656)	99.7% (10,662)	99.7% (10,658)	4,950	99.3% (4,917)	99.5% (4,923)	99.4% (4,919)	5,741	100.0% (5,739)	100.0% (5,739)	100.0% (5,739)

表 1-65 鹿児島空港航空機騒音調査結果（平成21年度）

単位：WECPNL

番 号	測 定 地 点	類型(基準)	測 定 値 (年平均)
①	霧島市溝辺町麓 2 8 8 7 - 1 0	Ⅱ (75以下)	74
②	霧島市溝辺町麓 1 0 3 1 - 2	I (70以下)	65
③	霧島市溝辺町崎森 2 9 9 8 - 1	I (70以下)	63
④	霧島市隼人町西光寺 2 4 0 7 - 1	Ⅱ (75以下)	65
⑤	霧島市隼人町内 1 6 7 0 - 1	Ⅱ (75以下)	65
⑥	霧島市隼人町西光寺 3 0 0 0	Ⅱ (75以下)	75



表 1-66 鹿屋飛行場航空機騒音調査結果（平成21年度）

単位：WECPNL

番 号	測 定 地 点	類型(基準)	測 定 値 (年平均)
①	鹿屋市寿 7 - 4 9 9 - 5 5	I (70以下)	65
②	鹿屋市西原 2 - 4 2 0	I (70以下)	59
③	鹿屋市札元 1 - 2 4 - 3	I (70以下)	58
④	鹿屋市川東 6 9 8 2	Ⅱ (75以下)	68
⑤	鹿屋市野里 2 4 6 4 - 2	Ⅱ (75以下)	54
⑥	鹿屋市新栄町 6 4 9	Ⅱ (75以下)	65

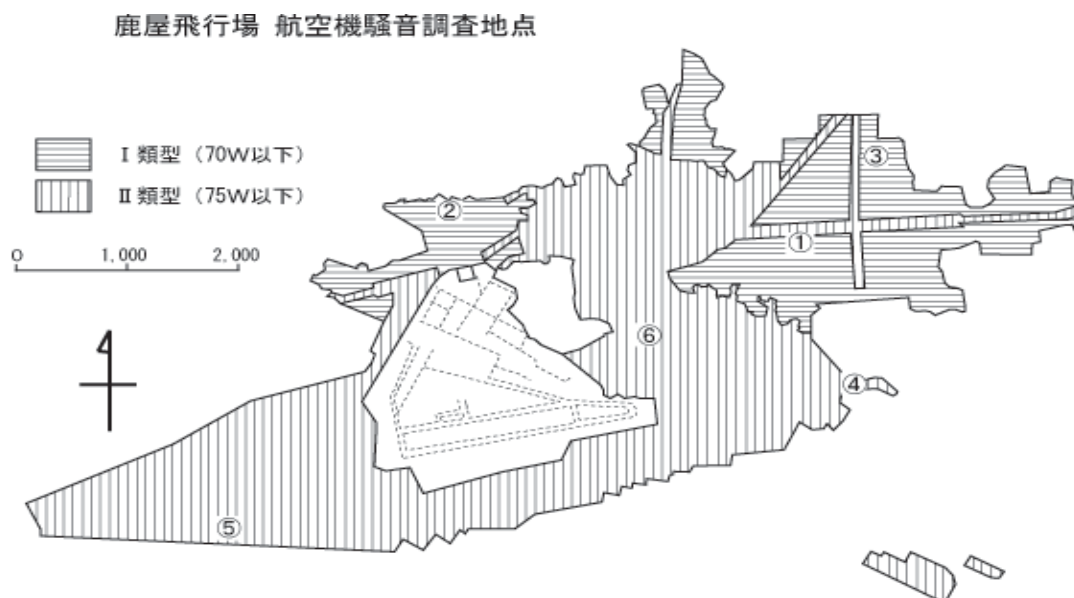


表 1－67 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音調査結果（平成21年度） 単位：dB

番 号	測 定 地 点	類型(基準)	測 定 値
①	出水市美原町	I (70以下)	70
②	出水市麓町	I (70以下)	68
③	出水市武本	I (70以下)	66
④	薩摩川内市城上町	I (70以下)	70
⑤	薩摩川内市高城町	I (70以下)	73
⑥	薩摩川内市中郷町	II (75以下)	72
⑦	薩摩川内市平佐町	I (70以下)	62
⑧	薩摩川内市宮崎町	I (70以下)	69
⑨	いちき串木野市冠岳	I (70以下)	71
⑩	日置市東市来町養母	I (70以下)	70
⑪	日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	72
⑫	日置市伊集院町郡	I (70以下)	71
⑬	日置市伊集院町土橋	I (70以下)	71
⑭	鹿児島市田上八丁目	I (70以下)	64
⑮	鹿児島市武二丁目	I (70以下)	71

表 1－68 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音環境基準達成状況（平成21年度）

類型	測 定 地 点 数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
I	1 4	8	5 7
II	1	1	1 0 0
計	1 5	9	6 0

表 1－69 新幹線鉄道（九州新幹線）振動調査結果（平成21年度） 単位：dB

番 号	測 定 地 点	指針値	測 定 値
①	薩摩川内市宮崎町	70以下	56
②	鹿児島市武岡一丁目	70以下	49
③	鹿児島市武二丁目	70以下	47

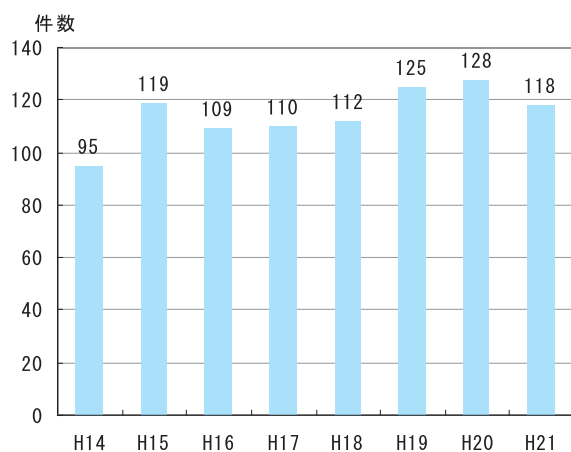
② 騒音に係る苦情の状況

騒音は、各種公害の中でも、日常生活に密着した問題であり、発生源も多種多様であることから、苦情也多岐にわたっています。

苦情件数の推移は、図 1－38のとおりです。平成21年度の苦情件数は118件です。発生源別では、工事・建設作業に係る苦情の割合が高く、騒音苦情全体の30%（36件）を占めています。（図 1－39）

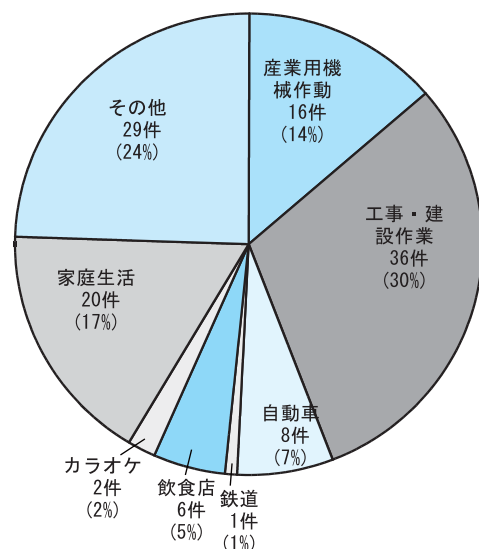
市町村別の苦情件数は、市部で全体の97%（115件）を占め、特に鹿児島市は人口の集中度、住居の密集度を反映して、全体の58%（69件）を占めています。

図 1－38 騒音の苦情件数の推移



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

図 1－39 騒音の発生源別苦情件数



(2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

① 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

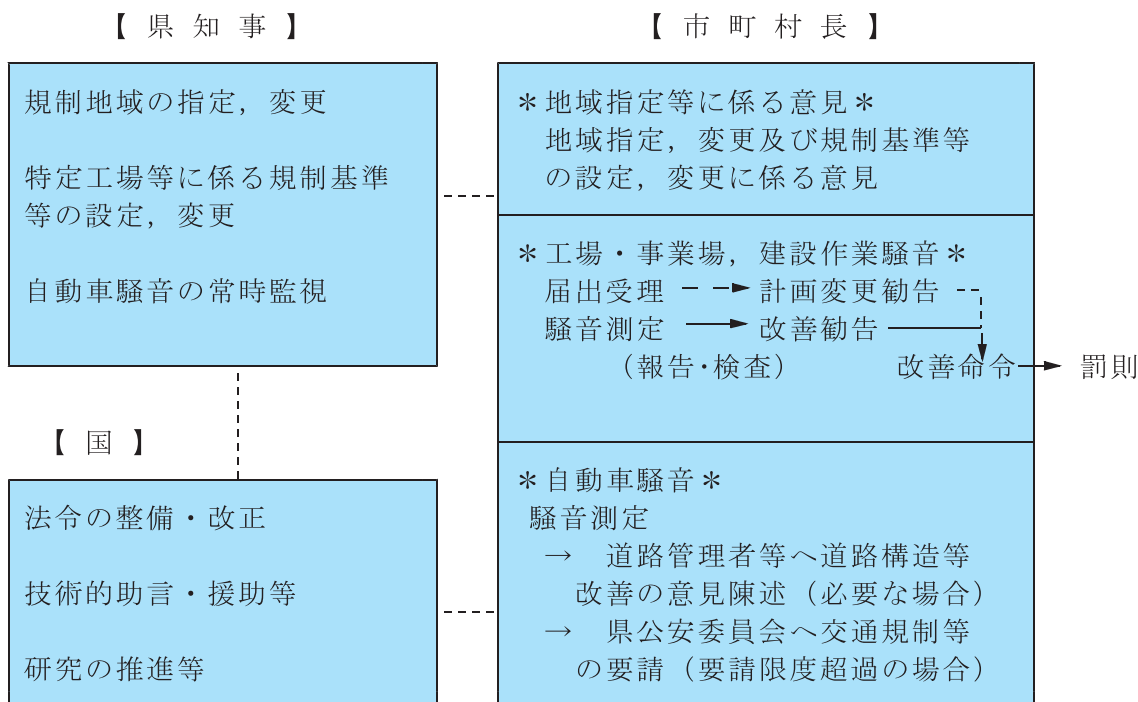
県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

なお、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく県公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市になって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から権限移譲により県知事の役割業務も同市長が行っています。（図1-40）（資料編4-（7）（8）（9）（10）（11））

図1-40 騒音規制法の体系



ア 工場・事業場騒音

県内の指定地域内の特定工場等の数は、平成21年度末で1,573工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損われると認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入り検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画に基づく土地利用面における対策等を行うことが必要です。

（表1-70，資料編4-（7）（11））